

「ポリュメトリック・モーションキャプチャシステム一式」 質問に対する回答その2

番号	項目	質問	回答
1	・仕様書Ⅱ-1-2	「各カメラの解像度は1,000万画素以上とすること。台数を増やす等の拡張性を有すること。」 この仕様に関しまして、出力されるテクスチャデータが1,000万画素以上であれば、すべてのカメラが仕様を満たしていなくても、仕様上問題ないでしょうか？	いいえ。全てのカメラが仕様を満たすことを想定しております。
2	●仕様書Ⅱ-1-4	「独立に撮影した複数の別人物の体部位の対応が取れること。（例えば、肩の位置の特定の頂点の動きを複数名で曖昧性なく追跡・比較ができるようにすること。）」 この仕様に関しまして、ポリュメトリックキャプチャにおいて「肩の位置の特定の頂点の動きを複数名で曖昧性なく追跡・比較ができる」という文言は、例えば出力されるスケルトンの肩関節の位置などの追跡・比較ができることを指すのではなく、生成されるメッシュに付帯する肩のポイントデータが特定できるIDとして認識でき、異なるフレーム間での追跡、及び、異なる被験者間での比較が可能であること、という認識で合っているでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	●仕様書Ⅱ-2-3	「独立に撮影した複数の別人物の体部位の対応が取れること。（例えば、肩の位置の特定の頂点の動きを複数名で曖昧性なく追跡・比較ができるようにすること。）」 この仕様に関しまして、モーションキャプチャにおいて「肩の位置の特定の頂点の動きを複数名で曖昧性なく追跡・比較ができる」という文言は、例えば出力されるスケルトンの肩関節の位置などで追跡・比較ができること、という認識で合っているでしょうか？	お見込みのとおりです。